

計 画 書

緑ゆたかな美しいまちづくり条例第 33 条第 1 項の規定により、山手東地区緑の保全地区を次のとおり指定する。

名 称	山手東地区緑の保全地区
所 在 地	山手町の一部（別図のとおり） （参考）山手町 1 3 番 1 ～ 2 5 5 番 1 東芦屋町の一部（別図のとおり） （参考）東芦屋町 2 8 番 ～ 2 9 3 番 東山町の一部（別図のとおり） （参考）東山町 1 番 ～ 3 5 8 番
地 区 面 積	約 3 8 . 3 ha
緑 化 基 準	<p>緑化基準は、次のとおりとする。ただし、芦屋市住みよいまちづくり条例（平成 1 2 年芦屋市条例第 1 6 号）第 2 条第 6 号に規定する特定建築物は除く。</p> <p>(1) 緑地面積の敷地面積に対する割合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 敷地面積 500 平方メートル以上の敷地は、20 パーセント以上とする。 2) 敷地面積 500 平方メートル未満 170 平方メートル以上の敷地は、15 パーセント以上とする。 3) 敷地面積 170 平方メートル未満 100 平方メートル以上の敷地は、10 パーセント以上とする。 <p>(2) 緑地に植栽する樹木の基準</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 緑地に植栽する樹木の基準は、10 平方メートル当たり 6 本以上とし、うち高木（植栽時 3.5m 以上）を最低 1 本又は中木（植栽時 1.5m 以上）を最低 2 本植える。 2) 既存の樹木は、できるだけ残すように計画する。 3) 既存樹木で幹周 1.0m 以上（地上 1.5m における）の樹木又は植栽時 5.0m を超える樹木は、1 本につき高木 2 本とみなす。
指 定 理 由	<p>本市は、六甲山の山並みと瀬戸内の海を間近にひかえ、自然に恵まれた良好な環境をもつ住宅都市として発展してきた。</p> <p>当地区は、本市を代表する住宅地であり、第 3 種風致地区に隣接する緑ゆたかで閑静な住宅地が形成されている。</p> <p>今後も、この緑ゆたかな優れた環境を保全するため、「緑の保全地区」に指定する。</p>

山手東地区緑の保全地区 区域図

